

届出制手数料届出書	
届出制手数料変更届出書	
① 年 月 日	
厚生労働大臣 殿	みなみきんきこうこうぞうぶつじぎょうきょうどうくみあい 南近畿鋼構造物事業協同組合
(ふりがな) だいひょうりじ おおにし まさとも	
②届出者 氏 名 代表理事 大西 昌智 印	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	
(ふりがな)	みなみきんきこうこうぞうぶつじぎょうきょうどうくみあい
④氏 名 又 は 名 称	南近畿鋼構造物事業協同組合
(ふりがな)	〒 5 9 2 - 8 3 3 1 電話 072(243)5171
	おおさかふさかいしにしくちっこうしんまち
	⑤所 在 地 大阪府堺市西区築港新町1丁5番地9
⑥適用開始・変更予定日	平成 23 年 1 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表のとおり
⑧備 考	担当者名：小島善浩 連絡先：072-243-5171

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	6 7 0 円まで 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言（日本国内において行うもの及び送出し国において行うもの）	雇用契約の成立した技能実習生 1 人について 6 3 0, 0 0 0 円まで 手数料負担者は求人者とします。
技能実習生の選抜に係る当組合職員の送出し国への渡航費・宿泊費等	1 0 0, 0 0 0 円まで 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税が含まれております。

事業所名称 南近畿鋼構造物事業協同組合

事業所所在地 大阪府堺市西区築港新町 1 丁 5 番地 9